

# 事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

366

給食援助事業

[長期総合計画]

分野別目標	3	子供たちがいきいきと育つまち
政策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
施策	1	安心して子供を生み育てることのできる環境の整備
取組方針	3	保護・援助を必要とする子供への支援

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	教育費		
	項	小学校費		
	目	学校管理費		
	大事業	小学校管理事業		
	中事業	給食援助事業		

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	保健給食管理課	宗 浩二
事業実施の根拠法令	和歌山市就学援助費支給規則		関連課			435-1137

## 1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	経済的理由によって就学困難な児童について、学校給食費を援助する。		和歌山市就学援助費支給規則における「学校給食費」に基づき、準要保護児童の給食費を学校長に交付する。 被災児童に対する学校給食費は、被災児童生徒就学支援補助金として県から10/10の歳入がある。			
事業内容		令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度
		準要保護児童に係る給食費を交付した。	準要保護児童に係る給食費を交付した。	準要保護児童に係る給食費を交付した。	準要保護児童に係る給食費を交付する。	準要保護児童に係る給食費を交付する。

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	令和03年度		令和04年度		令和05年度		令和06年度		令和07年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	126,839	118,465	126,289	119,474	124,511	112,461	1,056	0	1,056	0
伸び率(%)	6.2%	3.1%	△0.4%	0.9%	△1.4%	△5.9%	△99.2%	△100%	0%	0%
人件費	正規職員	2,948	4,810	5,528	5,372	6,365	6,600	3,143	0	3,143
	正規職員以外	0	666	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,948	5,476	5,528	5,372	6,365	6,600	3,143	0	3,143
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	126,839	118,465	126,289	119,474	124,511	112,461	1,056	0	1,056	0
所要人数(人)	正規職員	0.38	0.62	0.71	0.69	0.81	0.84	0.40	0.00	0.40
	正規職員以外	0.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	就学援助費124,511千円									

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位	令和03年度	令和04年度	令和05年度	令和06年度	令和07年度
			目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
給食費交付金交付者数		人	2711	2641	2848	19	19
			2711	2641	2848		
			100%	100%	100%	%	%
給食費交付金交付率		%	100	100	100	100	100
			100	100	100		
			100%	100%	100%	%	%

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小		○		
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	経済的理由で就学困難な児童に対しても、学校教育の一環として給食を提供できたことについては、有効性は高く、今後も継続して実施する必要がある。
見直し・改善内容	生活保護法の援助規定の変更があった場合、見直し可能。 また、就学援助制度に係る支出費目がR5年度より補助金から扶助費に切り替わることから、同じ準要保護児童生徒の保護者を対象とする給食費交付金も補助金から扶助費に費目を変更する。これに伴い、「和歌山市給食費交付金規則」は廃止され、R5年4月より「和歌山市就学援助費支給規則」における「学校給食費」に変更となる。 R6年4月より、和歌山市立小学校、和歌山市立義務教育学校において給食費の無償化を行う為、準要保護児童の就学援助(給食費)の申請が不要となる。